

平成 30 年 2 月 19 日

厚生労働省 保険局医療課
課長 迫井 正深 様

一般社団法人 日本作業療法士協会
会長 中村 春基

平成 30 年度診療報酬改定に関して、作業療法士の職名記載のお願い

平素より、日本作業療法士協会の活動にご理解、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

このたび示された個別改定項目において、作業療法士がすでに関与、またはその機能上必要不可欠と考えられるいくつかの項目について職名記載がないため、以下の 6 項目に関して、作業療法士の職名をぜひ記載していただくようお願いいたします。職種の特長性を活かし対象者の自立と社会参加に貢献をしていきたいと考えておりますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 職名記載をお願いしたい項目

- 1) A 3 1 4 認知症治療病棟に係る評価の見直し
- 2) B 0 0 1 - 9 (新) 療養・就労両立支援指導料
- 3) B 0 0 5 - 1 - 2 介護支援等連携指導料
- 4) I 0 0 2 通院・在宅精神療法 (新) 措置入院後継続支援加算

2. 留意事項通知において具体的に職名が示される場合には記載をお願いしたい項目

- 1) A 2 2 7 - 2 (新) 精神科措置入院退院支援加算
- 2) I 0 0 8 - 2 精神科ショート・ケア (新) 疾患別等専門プログラム加算

● 詳細は次頁からの別紙 1 の通りです。